

医療機関で住所が違う、おかしいと言われると「マイナンバー登録が間違えられてるのでは」と不安になられるかと思います。

しかし、**多くの場合正常です**ので慌てず以下の説明でマイナンバー連携のしくみと当組合の取組につきご理解をお願いします。

## 1. マイナンバーに紐づく住所とは

マイナンバーは住民票のある市区町村が発行、管理します。

当然紐づく住所は住民票住所で、本人が住民票を移さない限り変更されません。市区町村が登録間違いをしない限り、この住所に間違い、勝手な変更は生じません。

## 2. マイナ保険証に紐づく住所とは

マイナンバーは市区町村が振り出しますが、その後そのマイナンバーの方がどこの保険者(健保組合等)に所属しているのか、またその方の健保番号等がどうなっているのか市区町村が直接捕捉することはできません。

マイナンバーはその方がどこかの保険者に加入したとき、その保険者が「このマイナンバーの方は当組合に加入しています」という登録をマイナンバーのインフラへ行います。

この際、住所は現在新規加入する方は住民票住所を登録することになっていますが、**令和5年12月以前から加入している方の住所は、保険者へ申し出た住所が登録されています。**

**元より、この方々の住所にはルールが定められていないため、居所、実家の住所、住民票住所等が入り混じっているのです。**

この状態で本人申請によりマイナンバーの保険証利用を行っていたため、マイナ保険証に紐づく(保険者が紐づけた)住所には上記住所が入り混じった状態になるのです。

詳しくは下記4の住所となりますが、全く身に覚えのない住所の場合にはどこかの保険者がマイナンバーを他人に紐づけ、かつ間違いに気づかず放置した場合にあり得る事象です。

但し、これは現在はかなり発生する可能性は低くなっています。(◎参照)

### 3.医療機関窓口で発生する住所相違とは

医療機関で登録している住所は、受診者からの申し出住所が主です。  
(一部住民票住所を登録している先もあるようです)こちらも法的に  
住所登録ルールは定められておりません。

従って、2のとおり**保険者が登録した住所と医療機関が登録している  
住所が異なることは当然あり得ます。**

さらに現在の制度設計と運用上、情報はリアルタイムに同期されていない  
ため、住所相違が完全に解消されることはありません。

**また、医療機関の資格確認では住所は参照項目であり、必須項目  
ではありません。相違があっても受診は問題ありません。**

### 4.当組合加入者のマイナ保険証による資格確認時に表示される住所

・**令和5年12月以前から在籍していた方**の住所は、社員が会社を  
通じて届け出た住所(居所または住民票住所等人により異なる)  
が登録されており、**ご家族にも社員の住所が登録されています。**

・**令和5年12月以降に加入した方**は法律により住民票住所を登録して  
います。但し現住所も健保送付物等に使用するため収集しています。

### 5.マイナ保険証登録住所の変更希望について

医療機関へ届け出た住所への修正希望には、上記理由により**対応  
しておりません**。現在の制度では完全一致させることはできず、  
**逆にトラブルが発生する可能性がある**からです。

**特に、家族の住所情報は現状では変更情報が都度健保組合へ届く  
しくみになっていません。この状況で一過性の修正を行えば却って  
将来トラブルの元となります。**

将来住所登録ルールの統一と情報のリアルタイム同期が可能となる  
よう制度設計が見直される、或いはこれに近い状況となった場合  
には対応をしていく見込みです。その際も情報源がご本人の申し出  
によるものであれば、タイムリーなご本人(家族分含)からの申告は  
必須です。

加入者のみなさまにはご理解ご了承をお願いします。

## ◎(ご参考)マイナンバーの誤登録と住所の関係とは

一時期頻発したマイナンバーの誤登録ですが、2のとおりマイナンバーを保険者で登録(このマイナンバーの方は当組合に加入しています登録)を行うときに発生します。マイナンバーは働いている会社を通じて保険者へ提供されますが、マイナンバー自体にはチェックデジットが組み込まれており、存在しないマイナンバーは保険者のシステムに弾かれます。しかし、本人が申請したマイナンバーが間違っているが実在するナンバーであったり、それを会社や保険者が見逃した場合や、入力を間違え且つ実在するマイナンバーを入力した場合のみ他人に情報を紐づけてしまいます。但し現在はインフラで間違いが検知され、アラートが出されるしくみになっているため、このような誤りが放置される可能性はかなり低くなっています。

また、一時期多発した誤登録は保険者がマイナンバーを本人や会社から取得できず住基ネットからマイナンバーを取得した場合に多く発生していました。これは当初本人情報の照合に住所が含まれていなかったことも要因であったため、住所が照合項目に追加されました。これにより保険者には令和5年12月より新規加入者から住民票住所を収集することが定められたものです。

しかし、住所が照合に必要となるのは保険者がマイナンバーを本人から取得できない場合に住基ネットから取得するときのみです。これも現在は加入時にマイナンバー提出が義務付けられているため、事実上発生しません。

このように保険者にとり、住民票住所は限定的な用途のみ必要となるもので、現実的には様々な送付物が確実に届く「現住所」の方が大切です。当組合は現在は住民票住所と現住所両方を収集しています。

なお、当組合はマイナンバーは常時3名以上で登録確認を行っている他、制度開始前に基幹システム上の登録文字をマイナンバー制度の文字仕様「UTF8」に収まるよう、JIS第2水準に置き換え、高精度でマイナンバー照合を行えるよう準備を行いました。また、世間で誤登録が頻発した際は、登録済住所情報を自前と業者への委託により目検でWチェックを行う等、照合ミス、誤登録を排除するよう可能な限りの処置を行っております。